

特別養護老人ホーム聖マルチンの園 居宅介護支援事業所  
重 要 事 項 説 明 書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。  
(香川県指定 第3770300048号)

当事業所は、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

- 契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。
- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
  - ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
  - 必要に応じて、事業所とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定を受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事 業 者

(1) 法 人 名	社会福祉法人 聖マルチンの家
(2) 法 人 の 所 在 地	香川県坂出市沖の浜1番5号
(3) 電 話 番 号	0877-46-3776
(4) 代 表 者 名	理事長 松 本 尚 史
(5) 設 立 年 月 日	昭和43年4月1日

2. 事業所の概要

(1) 事 業 所 の 名 称	特別養護老人ホーム聖マルチンの園指定居宅介護支援事業所
(2) 指 定 年 月 日	平成12年4月1日
(3) 指定更新年月日	令和2年4月1日
(3) 事 業 所 の 所 在 地	香川県坂出市沖の浜1番5号
(4) 電 話 番 号	0877-46-6988
(5) F A X 番 号	0877-46-5067
(6) 管 理 者	山上 雅巳

(7) 事業所の運営方針	当事業所の介護支援専門員は地域の要介護者の要請に速やかに応え、ご契約者が介護サービスを適切に利用できるよう心身の状況や生活環境等を勘案し、サービスの種類、内容及び担当者を定めた計画を立てて、継続したサービスが提供できるよう配慮し、ご契約者のサービスの充実を図ります。
--------------	---

### 3. 事業実施地域及び営業時間

#### (1) 通常の事業の実施地域 坂出市（離島は除く）・宇多津町及び近隣地域

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

#### (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日（12月30日～1月3日を除く）
休日	休日：土・日曜日及び国民祝日（事情により対応）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

※ 緊急時等の場合には、上記の電話に連絡いただきますと、24時間体制で対応しております。

### 4. 事業所の職員体制

- 一 管理者 1名（主任介護支援専門員が管理者となる）
- 二 介護支援専門員 2名以上（常勤、内1名は管理者と兼務）

### 5. ご利用事業所の併設施設で行う事業

(1) 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム聖マルチンの園）	定員 50名
(2) 指定短期入所生活介護事業（ショートステイ）	定員 14名
(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業	
(4) 指定通所介護事業	定員 40名
(5) 指定介護予防通所介護事業	

※当居宅介護支援センターの介護支援専門員は、坂出市地域包括支援センターから要支援者の介護予防マネジメントを受諾しています。

### 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

#### (1) サービスの内容と利用料金

##### ＜サービスの内容＞

###### ①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握

した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して、居宅サービス計画を作成します。

その際、ご契約者やその家族に対して、ご契約者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業について、複数の事業所の紹介を求めることが、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることがで、必要があれば遠慮なく申し出て下さい。また、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合や、各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合をご契約者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表します。

また、障害福祉サービスを利用してきたご契約者が介護保険サービスを利用する場合等においては、特定相談支援事業者との連携に努めます。

医療と介護の連携を強化する観点から、入院時における医療機関との連携を促進するため、ご契約者が入院した時に、担当ケアマネージャーの氏名等を入院先医療機関に提供していただくよう依頼します。

#### ＜居宅サービス計画の作成の流れ＞

① 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。



② 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求める。



③ 介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。



④ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族に対して説明し、専門的見地からの契約者の意見を求めるためにサービス担当者会議を行い、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

## ②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

## ③居宅サービスの計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

## ④介護保険施設への紹介

ご計画が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

### ＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、当事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

要介護度	基本料金
要介護 1・2	10,860円
要介護3・4・5	14,110円

加 算 項 目			基本料金
初回加算			3,000円
入院時情報提携加算Ⅰ			2,500円
入院時情報提携加算Ⅱ			2,000円
退院・ 退所加算		カソファレス参加無	カソファレス参加有
	連携 1 回	450 単位	600 単位
	連携 2 回	600 単位	750 単位
	連携 3 回	×	900 単位
複合型サービス事業所連携加算			3,000円
緊急時等居宅カンファレンス加算			2,000円
ターミナルケアマネジメント加算			4,000円
通院時情報連携加算			500円

## （2）交通費

通常の実施地域（坂出市・宇多津町）にお住まいの方は無料です。但し、離島にお住まいの方と通常の実施地域以外の方は、地域を超過する部分に対し、1kmにつき35円の介護支援専門員がお伺いするための交通費が必要です。

## （3）解約料

ご契約者は、本契約の有効期間中契約を解除することができ、料金はかかりません。この場合には、ご契約者は契約終了を希望する5日前までに事業所に通知するものとします。

## （4）利用料金のお支払い方法

料金が発生する場合の支払方法は、月ごとの精算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払い下さい。お支払いをいただきますと、領収証を発行します。お支払い方法は、現金又は銀行振り込みによるものとします。

# 7. サービスの利用に関する留意事項

## （1）サービスの提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

## （2）介護支援専門員の交替

### ①事業所からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合には、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

### ②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

## （3）サービスの終了

### ①ご契約者のご都合でサービスを終了する場合

お申し出により、解約することができます。

この場合には、ご契約者は契約終了を希望する5日前までに事業所に通知するものとします。

### ②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1か月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅支援事業者をご紹介いたします。

### ③自動終了

以下の場合は、自動的にサービスを終了いたします。

- 一 ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- 二 介護保険給付サービスを受けていたご契約者の要介護認定区分が、非該当（自立又は要支援）と認定された場合
- 三 ご契約者がお亡くなりになった場合

#### ④その他

ご契約者又はそのご家族が、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

### 8. 守秘義務等

- (1) 事業者及び介護支援専門員は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご契約者及びそのご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約の終了した後も継続します。
- (2) 前項にかかわらず、ご契約者にかかるサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、ご契約者又はそのご家族の事前の同意を得た上で、当該者の個人情報を用いることができるものとします。

### 9. 事故発生時の対応

- (1) ご契約者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合には速やかに市町、ご契約者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。
- (2) サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

### 10. ハラスメントの防止

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の第1項の規定に基づき、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。
- (2) 利用者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します。
  - ①介護支援専門員や従業者に対する身体的暴力（直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為）
  - ②介護支援専門員その他従業者に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
  - ③介護支援専門員その他従業者に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等）

### 11. 業務継続計画の策定等

非常災害や感染症の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、業務継続計画に関する下記の措置を講じます。

- (1) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

### 12. 感染症の予防及び蔓延の防止

事業所・利用者の居住場所において感染症が発生し、又は蔓延させないため、感

染症の予防及び蔓延防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及び蔓延防止のための委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知を行います。
- (2) 感染症の予防及び蔓延防止のための指針の整備をしています。
- (3) 感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

### 13. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知を行います。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 専任担当者の措置

虐待防止に関する担当者	管理者	主任介護支援専門員
-------------	-----	-----------

### 14. 身体拘束等の適正化

拘束等の適正化を図るため、身体拘束に関する下記の措置を講じます。

- (1) 身体拘束のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知を行います。
- (2) 身体拘束のための指針の整備をしています。
- (3) 従業者に対し、身体拘束のための研修を定期的に実施します。

### 15. 苦情の受付について

当事業所は、提供した居宅サービス計画に関する、ご契約者又はその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じます。又、市町等行政機関より、指導、助言を受けた場合は速やかに必要な改善を行います。

当事業所及び行政機関の苦情受付窓口は、次のとおりとなっています。

#### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談の受付窓口	担当者：管理者（主任介護支援専門員）山上 雅巳 電話番号：0877-46-6988 FAX番号：0877-46-5067 受付時間：9:00～17:00
---------------------	---

#### (2) 行政機関その他苦情受付機関

坂出市役所 かいご課	所在地：〒762-0007 坂出市室町2丁目3番5号 電話番号：0877-44-5090 FAX番号：0877-44-5028 受付時間：9:00～17:00
---------------	--

宇多津町役場 保健福祉課	所 在 地：〒769-0292 綾歌郡宇多津町1881番地 電 話 番 号：0877-49-8003 FAX 番 号：0877-49-8026 受 付 時 間：9:00～17:00
香川県国民健康 保険団体連合会 介護保険課	所 在 地：〒760-0066 高松市福岡町2丁目3番2号 電 話 番 号：087-822-7453 FAX 番 号：087-822-7455 受 付 時 間：9:00～17:00
香川県社会福祉協議会内 福祉サービス運営適正化 委員会事務局	所 在 地：〒760-0017 高松市番町1丁目10番35号 電 話 番 号：087-861-1300 FAX 番 号：087-833-3022 受 付 時 間：9:00～17:00
香川県健康福祉部 長寿社会対策課 在宅サービスグループ	所 在 地：〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 電 話 番 号：087-832-3269 FAX 番 号：087-806-0206 受 付 時 間：9:00～17:00

説明年月日 令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 社会福祉法人 聖マルチンの家  
特別養護老人ホーム聖マルチンの園  
居宅介護支援事業所  
所在地 香川県坂出市沖の浜1番5号

説明者職種 介護支援専門員

氏名 \_\_\_\_\_印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意の上、交付を受けました。

契約者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_印

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_印

続柄 \_\_\_\_\_

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、契約申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。